



■ テーマ名

現代国際社会における死刑廃止の動向と現状に関する一考察

■ キーワード

死刑、死刑廃止、国際法、市民的及び政治的権利に対する国際規約の第2選択議定書、死刑廃止条約（議定書）

■ 研究の概要

筆者は1978年12月に『法学ジャーナル（関西大学大学院）』において国際人権保護の一環としての現代国際社会における死刑廃止の動向を論じると共に多数国間条約としての死刑廃止条約が成立する可能性を指摘しました。それから11年を経た1989年に国際法としての「市民的及び政治的権利に対する国際規約の第2議定書（通称：死刑廃止条約）」が国連総会において採択され、1991年に発効しました。アムネスティ・インターナショナルの調査では、法律上・事実上の死刑廃止国は142カ国、存置国数56カ国であり、現代国際社会における死刑廃止の動向が顕著であることは間違いありません。

一方、日本では以上のような国際社会での動きや、度重なる冤罪事件の発生にもかかわらず、内閣府の2014年の調査では、依然として死刑存置を支持する世論は80.3%と高止まりしています（神戸新聞2021/3/20）。先進7カ国（G7）中、存置国は日本と米国のみであり、米国では、トランプ前大統領による引退直前の慣例に反する連邦レベルでの死刑執行がなされましたが、南部のバージニア州で廃止されるなど、半数を超える州が法律上または事実上の廃止をしています。また、バイデン新大統領の政権下ではトランプ政権以前の連邦政府方針に戻るであろうと推察されます。

以上のように見た状況にもかかわらず、なぜ日本では依然として死刑制度が支持されるのか、ミッテラン大統領が選出された1980年代初頭まで、ギロチンにより死刑執行がなされていたフランスなどとの比較考察を行いながら、その答えを見出したいと考えています。

■ 他の研究／技術との相違点

筆者は、2012年に第33回日本・EU議員会議へ国会から日本国会代表団団長代行として派遣され、EU諸国が死刑廃止問題で抱えている日本への非常に強い思いを肌で感じ取ってきました。

■ 今後の展開、実用化へのイメージ

日本弁護士連合会は一貫して死刑廃止を求めてきていますが、最近、兵庫県弁護士会ではこの方針に反対を唱える会員が増え、死刑廃止決議ができないという空中分解状態になっています（神戸新聞2021/3/20）。当該問題に関するEUや国連での状況などをもっと知ってもらうことができればと考えています。

■ 関連業績（特許・文献）

○人権の国際的保障の側面に関する若干の考察――現代国際社会における死刑廃止の動向（『関西大学大学院法学ジャーナル第24号pp.101―137』）

○第33回 日本・EU議員会議報告書pp.35―43（当該報告書は国立国会図書館においてのみ閲覧可能）

■ 研究者から一言

未だ記憶に新しい京都アニメーション放火事件や一連のオウム真理教事件の被告人らの動機を調べてみると、死刑制度による特別抑止効果どころか、死刑による死を求めて凶悪犯罪に走ったことが明白になっています。このような点からも、今一度冷静に、死刑制度の是非について考えてみたいと思います。